

4. 地域主権の確立に向けた取組

地方の主体的な取組を支援する交付金の適確な運用・改善、直轄事業負担金の廃止について、今後必要な検討を行い、適切に対応していく。

1. 地方の主体的な取組を支援する交付金の適確な運用・改善

国土交通省では、平成22年度予算で従来の個別補助金を原則一本化し、地方の自由度を高めた社会資本整備総合交付金を創設した。同交付金については、平成23年度からは従前区分していた4分野を統合し、一層柔軟な予算流用を可能とした。今後とも、地方公共団体が主体的に様々な事業を円滑に進めていくよう、地方のニーズを踏まえつつ、適確な運用を図るとともに、必要に応じて改善を図っていく。

一方、平成23年度には、都道府県を対象として、年度間、地域間の変動、偏在が小さい事業について一括交付金化した地域自主戦略交付金が創設され、平成24年度には、同交付金について政令指定都市が対象に追加されるとともに、対象事業も拡充された。また、同年度に沖縄の振興に資する事業を支援する一括交付金として沖縄振興公共投資交付金と、東日本大震災の被災地方公共団体の復興地域づくりに資する事業を支援する東日本大震災復興交付金が創設された。

今後、地方公共団体が、各種交付金をそれぞれの役割分担の下、組み合わせて活用し、地方のニーズに応じて主体的に様々な事業を円滑に進めていくよう、適確に運用を図っていくものとする。

2. 直轄事業負担金の廃止

直轄事業負担金の問題は、国と地方の役割分担の在り方や今後の社会資本整備の在り方等、地域主権の実現に関する様々な課題と密接に関連するため、これとの整合性を確保しながら、関連する諸制度の取扱いを含めて検討を行い、現行の直轄事業負担金制度の廃止とその後の在り方について結論を得る。

このため、総務省、財務省、農林水産省及び国土交通省の4省の大臣政務官による「直轄事業負担金制度等に関するワーキングチーム」において、必要に応じ地方の意見を聞きながら、検討を進める。